

玄報

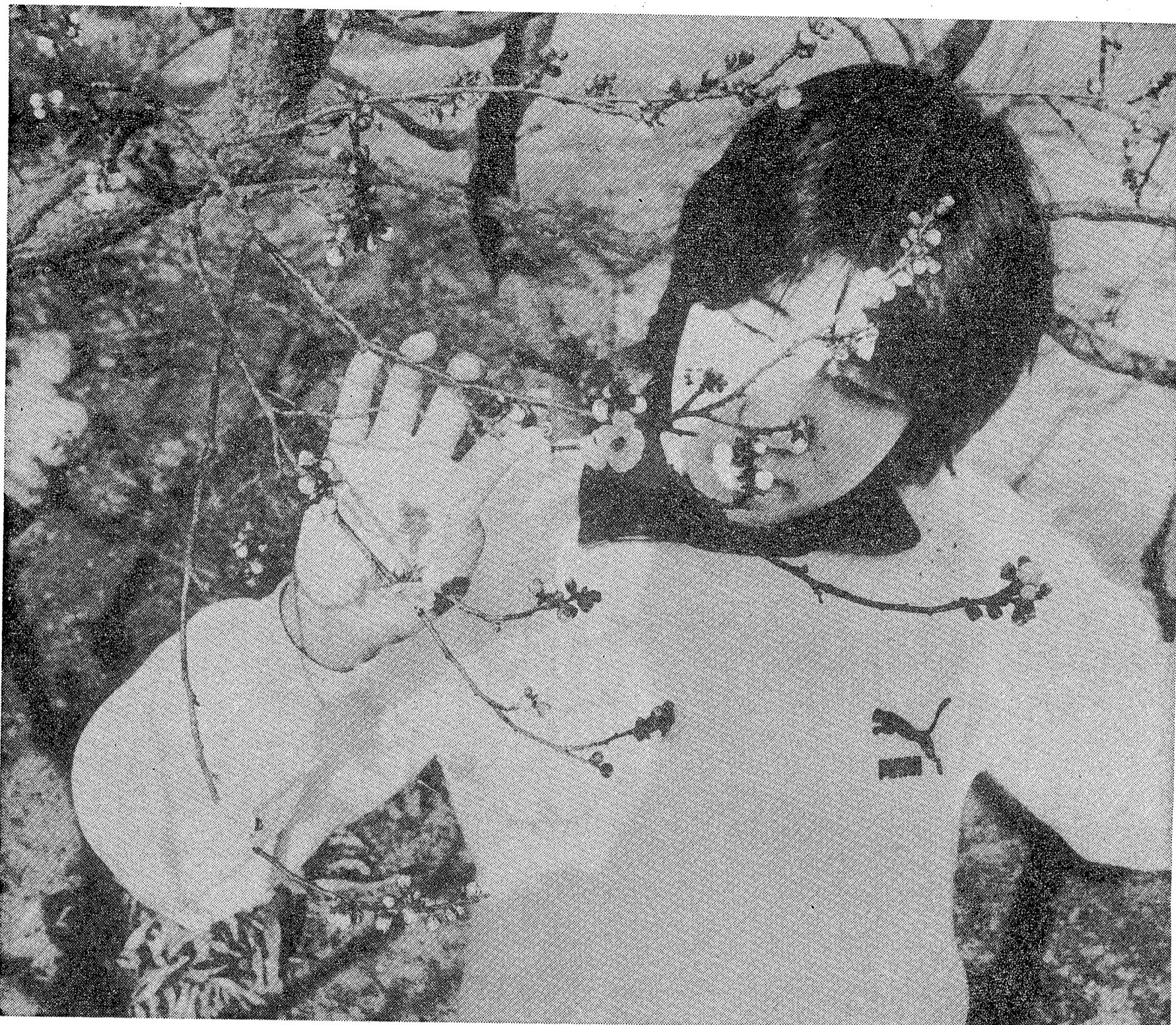
The image shows four large, bold, black calligraphic characters arranged horizontally across a five-line musical staff. The characters are highly stylized, featuring thick strokes and decorative flourishes. From left to right, they resemble the following shapes: a downward-pointing hook, a long vertical stroke with a large loop at the top, a shape with a prominent upward-pointing hook and a small loop above it, and a vertical stroke with a large, ornate hook at the bottom.

1月15日

昭和54年(1979) No.585

編 集

越谷市役所企画部広報課



梅一輪

北越谷淨光寺

むめ一輪りんほどのあたたかさ 嵐 雪

梅の季節には少し間がありますが、年があけてしばらく暖かな日和（ひより）が続きました。ここ北越谷淨光寺では、春を想わせる陽気にさそわれて、一輪、一輪と梅がほころびはじめています。一足早い梅見客が境内にちらほら見られる今日このごろです。

私が住んでいたる越谷は、そりゃね、とりたててどことどことか、こうとかぐうほと関心が。それが本心ですよ。市制二十周年を迎えたのが昨年とか、そう広報で見ましたけど、まあ役所の人が思われるほどお祭り騒ぎでもないがね。で、何かやつたんですか。そうですが、今年やるんですね、式典みたいなのを。

やなく、各班長さんたって、みんなの  
恩典もあるからやつてるんだうみ  
たいになじむ言われたり……秘だけじ  
とほじえ、吉男は同じださよ。も  
つとも世帯数がうちあるひとひと  
比べれば笑われまこと。でも、一千  
二の班に歸つて回るのは確かにこなえ  
るね。そしゞ体の具合もよくなん  
です。そして会社の倒産もあつたらし

「まあ、よろしく」で通る？

越谷とわざし  
18

「越谷とわたし」は、あなたの  
コーナーです。みなさんの投  
稿をお待ちしています。字数は  
850字程度です。 広報課

	越谷市の人口
	(昭和54年1月1日現在 住民基本台帳)
総人口	21万2193人
男	10万7010人
女	10万5183人
世帯数	6万1012世帯
	前月比
	467人増
	180人増
	297人増
	105世帯増



越したんです。それからずっとと半住で生活してたんですけど、比較的住みよがったんですよ。買い物の便もよかったです。共稼ぎということもあつたせいでしようか。そこは大都会の東京という感じですか。

ですか、今年やるんですね。式典みた  
いなのを。  
私は妹が蒲生に住んでいて、空氣も  
いいところで昭和三十九年の初夏に  
今いる土地を賣つて以後いるんです。  
私が生まれたのは都内日暮里(こ  
ひがし)で、九歳頃(北千住の呑町)

私が住んでいたる越谷は、そりへ、とりたててどこがどうとか、こうとかぐうほど関心が…。それが本心ですよ。市制十周年を迎えたのが昨年とか…。そう広報で見ましたけど、まあ役所の人が思われるほどお祭り騒ぎでもないがね。で、何かやつたんですね。そりへ

大字蒲生三(二六三)の三 小島 安治

越谷市の人口

(昭和54年1月1日現在  
住民基本台帳)

	総人口	世帯数	前月比
男	21万2193人	6万1012世帯	467人増
女	10万7010人	105世帯増	180人増
	10万5183人		297人増

## 「越谷市開発指導要綱」(抜粋)

### 第1章 総 則

1 目的  
この要綱は、越谷市における無秩序な開発行為等を防止し、自然の保全と均衡ある発展をめざす市政の基本方針に基づき、開発行為及び中高層建築物等の建築をおこなう事業者のみなさんに都市づくりの基本理念への理解と、公共施設の整備等に対する特別の協力を要請し、もって水と緑と太陽に恵まれた近代的住宅都市の建設を目的とする。

2 まちづくりの構成要素  
開拓者は次に定める市街地構成の諸要素を十分検討のうえ事業計画を定めなければならない。

(1) 宅地開拓は市街地構成の基本である1街区概ね8,000人ないし10,000人程度の人口が居住することとなる区域を標準的規模とし、市街地の形成に必要となる公共施設及び公益施設を備えた住宅地の良好な住宅環境の確保を基本とする。

(2) 開拓地の1街区面積は200平方メートルを標準とし、100平方メートル以上を原則とする。

(3) 住宅地は予定される建築物の規模、用途、構造によって日照、通風、採光、防火、電波障害等を考慮し良好な区域を定めるものとする。

※ 3. 適用範囲、4. 定義、5. 事前協議、6. 利害関係者の意見調整及び補償、7. 都市計画事業に対する協力、8. 越谷市の沿岸規制の適用は省略

### 第2章 公共施設

(1) 開拓者は公園施設準備費として協力金を市に負担するものとする。ただし、公園を完行して設置する場合は協力金に代えることができる。なお、開拓区域の面積が2,000平方メートル(土地区画整理区域内については3,000平方メートル)以上の開拓行為をしようとするものは、開拓区域内に開拓面積の3パーセント以上の公園を設置するものとし、その面積は100平方メートル以上とする。詳細については、細則による。

(2) 都市計画協定地か、開拓面積2,000平方メートル未満の開拓区域内にある場合については、その街路予定地を公共施設地として公園に代えて市に提供することができる。詳細については、細則による。

(3) 公園等の位置は、災害防止及び避難活動に適するよう配置すること。

(4) 公園等の施設については、細則により開拓者の負担において補償し、完成後公用地に引き渡すこと。なお、維持管理費については、市と協議する。

※ 1. 道路、2. 緑化、4. 河川、下水道、農業用排水路、5. 泊水池、6. 上水道、7. 消防栓は省略

### 第3章 公益施設

1 教育施設  
開拓者は原則として計画区画戸数1,350戸につき小学校1校、2,700平方メートルにつき中学校1校の割合で施設を市に負担賛助すること。詳細については、細則による。

2 保健所、3. 集会所、4. 消防栓、5. 停車場及び自転車置場は省略

### 第4章 中高層の建築

1 日影規制  
建築主は、中高層建築物を建築しようとするときは、周辺の建築物に対し、細則に定める日影規制期間内にすること。

2 工事監査等  
工事中のにおける騒音、振動、クレーン等による電波障害、危険防止、粉塵等について十分留意し、近隣住民と粉塵等が生じないようにしなければならない。

3 建築主は、建築主は工事監査等に伴なう認定書を近隣関係者と組ぶものとする。近隣関係者とは

(1) 中高層建築物の敷地境界線より当該建築物の高さの2倍の範囲内の土地及び居住の用に供するものの所有者、居住者及び管理者。ただし、建築物の壁面が既存の2倍以上ある場合はこの限りではない。

(2) 搬入路等に沿接する土地及び居住の用に供するものの所有者、居住者、管理者。

(3) 電波等の実害を受けたテレビジョン等の所有者等をいう。

※ 2. 中高層建築物の事前公明期、4. テレビ電波障害等、5. 観望に関する制限、6. 事業計画協定は省略

### 第5章 一般事項

1 開拓計画基準  
(1) 住宅開拓者は建築等を行う場合は、原則として市道(原道)中心から3メートル以上の後退をし、分譲するとともに市に無償譲渡する。また、私道の開拓と市道化調整区間の区間については細則に定めた基準による。

(2) 開拓する1街区の面積は、200平方メートルを標準とし、100平方メートル以上を原則とする。

(3) 盛ら、擁壁および地盤についての詳細は、細則によること。

(4) 開拓区域の周囲に応じて、市が必要と認める街灯その他の交通安全施設を整備し、街灯については、市が必要と認める街灯その他の交通安全施設を整備すること。

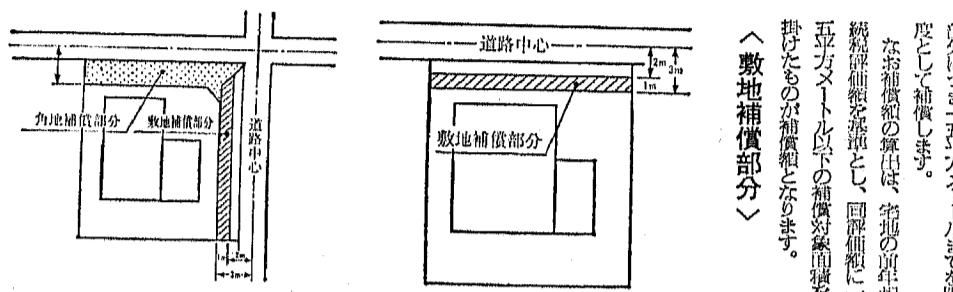
(5) 開拓者は、住宅地環境保全のため隣地・空地等を配慮すること。

※ 2. 開拓工事施行に伴う注意事項、3. 開拓による公害防止及び環境整備、4. 開拓した途先住宅の入居、分譲については、越谷市民に優先譲渡をとること、5. その他は省略

※ 第6章 認定書遵守、附則及び細則は省略します。

# 開発指導要綱が一部改正されました

快適で住みよい



敷地補償部 分







